

## 霊園管理料の減額申請について

該当する年の4月1日現在、生活保護法による保護を受けている方、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方につきまして、申請に基づき、当該年度の都立霊園の管理料を減額することができます。

霊園管理料の減額申請をご希望の方は、管理料減額・免除申請書に氏名、住所等必要事項を記入の上、今年の4月1日以降が発行日となっている「生活保護受給証明書」又は「支援給付受給証明書」を添えて下記住所へ郵送もしくは持参により申請ができます。

なお、都立霊園管理料の減額は、毎年決まった時期に申請する必要があります。

**令和6年度の減額申請期間  
は終了いたしました。**

— 問合せ先 —

東京都霊園管理料収納業務受託者

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-44-1  
東京都健康プラザ「ハイジア」9階

東京都公園協会 霊園課 徴収係  
TEL 03(3232)3151

※【書類受付時間】8:30~16:30(問合わせ~17:15)土日祝除く

※令和6年4月1日10時から令和6年7月23日までの間、「東京都行政手続クラウド申請」(東京都が運営する電子申請システムです)にて申請することができます